

第485回 岡山地方最低賃金審議会資料

資料目次

- 1 岡山地方最低賃金審議会委員名簿（第55期）・・・・・・・・・・ P 1
- 2 特定最低賃金改正に関する申出一覧表・・・・・・・・・・ P 3
- 3 令和2年度答申日別最短効力発生予定日一覧表・・・・・・・・ P 5
- 4 岡山地方最低賃金審議会運営規程・・・・・・・・・・ P 7

岡山地方最低賃金審議会委員名簿

平成31年4月1日任命（槇野委員は令和2年4月9日任命、錦織委員は令和2年5月16日役職変更）

岡山労働局

区分	氏名	現職
公益 代表 表	さいつ ただゆき 財津 唯行	弁護士
	にしだ かずひろ 西田 和弘	岡山大学大学院法務研究科 教授
	ますだ さわこ 益田 佐和子	岡山家庭裁判所 家事調停委員
	やぎ いちろう 八木 一郎	岡山理科大学経営学部経営学科 教授
	よこやま じゅんこ 横山 純子	弁護士
労働 者 代 表	あさやま りな 浅山 里奈	UAゼンセン 岡山県支部 次長
	こばやし よういち 小林 陽一	日本労働組合総連合会 岡山県連合会 副事務局長
	ないとう ようすけ 内藤 陽介	電機連合岡山地方協議会 副議長
	のせ ひとし 野瀬 仁志	日本基幹産業労働組合連合会 岡山県本部 幹事
	みやはら としとも 宮原 俊と友	自動車総連 岡山地方協議会 議長
使 用 者 代 表	いしぐろ かずゆき 石黒 和之	(株)共立精機 代表取締役社長
	かとう としみち 加藤 利通	岡山県経営者協会 事務局長
	つるみ はじめ 鶴海 元	カーツ(株) 監査役
	にしきおり かつてる 錦織 勝輝	ナカシマプロペラ(株) 人事部 部長
	まきの ひろみち 槇野 博通	(株)天満屋コーポレート部門人事総務管掌執行役員

(注)五十音順

令和2年度 特定最低賃金改正に関する申出一覧表

番号	最低賃金の件名	設定区分	申 出 者 (申出のケース)	適 用 範 囲	a	申出(合意)労働者数(人)	提出年月日		
					b	適用労働者数(人)			
					a/b	申出(合意)労働者数の比率 %			
1	岡山県 耐火物製造業最低賃金	改正	岡山県耐火物製造業最低賃金連絡会 (公正競争ケース)	215 耐火物製造業	a	1,137	2020/6/19		
				210 上記産業において管理、補助的経済活動を行う事業所	b	1,695			
				7282 純粋持株会社	a/b	67.1%			
2	岡山県 鉄鋼業最低賃金	改正	日本基幹産業労働組合連合会 岡山県本部 (労働協約ケース)	22 鉄鋼業 (2251鉄鋼物製造業(鋼鉄管、可鍛鑄鉄を除く)及び 当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 を除く。)	a	5,034	2020/6/19		
				7282 純粋持株会社	b	7,029			
					a/b	71.6%			
3	岡山県 空気圧縮機・ガス圧縮機・ 送風機、家庭用エレベータ、 冷凍機・温湿調整装置、 玉軸受・ころ軸受、 農業用機械、縫製機械、 生活関連産業用機械、 基礎素材産業用機械、 半導体・フラットパネル ディスプレイ製造装置、 真空装置・真空機器、 他に分類されない生産用 機械・同部分品、 事務用機械器具、 サービス用・娯楽用機械 器具製造業 最低賃金	改正	岡山県一般機械器具最低賃金連絡会 (公正競争ケース)	2522 空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機製造業	a	2,598	2020/6/19		
				2532 エレベータ・エスカレータ製造業のうち家庭用エレベータ製造業					
				2535 冷凍機・温湿調整装置製造業					
				2594 玉軸受・ころ軸受製造業					
				261 農業用機械製造業(農業用器具を除く) (農業用トラクタ製造業を除く。)					
				2635 縫製機械製造業					
				264 生活関連産業用機械製造業 (2645包装・荷造機械製造業を除く。)					
				265 基礎素材産業用機械製造業 (2652化学機械・同装置製造業を除く。)					
				267 半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業					
				2693 真空装置・真空機器製造業					
				2699 他に分類されない生産用機械・同部分品製造業					
				271 事務用機械器具製造業					
				272 サービス用・娯楽用機械器具製造業					
				250 } 260 } 270 }				a/b	52.0%
				7282 純粋持株会社					
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	a	5,860	2020/6/19						
29 電気機械器具製造業 (2922内燃機関電装品製造業のうち自動車用組電線製造業 及び2973医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。))及び これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 を除く。)	b	10,123							
30 情報通信機械器具製造業	a/b	57.9%							
7282 純粋持株会社									
5	岡山県 自動車・同附属品製造業 最低賃金	改正	岡山県自動車・同附属品製造業 最低賃金連絡会 (公正競争ケース)	311 自動車・同附属品製造業	a	9,239	2020/6/19		
				310 上記産業において管理、補助的経済活動を行う事業所	b	13,080			
				7282 純粋持株会社	a/b	70.6%			
6	岡山県 船舶製造・修理業、船用 機関製造業最低賃金	改正	日本基幹産業労働組合連合会 岡山県本部 (労働協約ケース)	313 船舶製造・修理業、船用機関製造業 (3131船舶製造・修理業のうち木造船製造・修理業、 木製漁船製造・修理業、3133舟艇製造・修理業を除く。)	a	2,821	2020/6/19		
				310 上記産業において管理、補助的経済活動を行う事業所	b	3,052			
				7282 純粋持株会社	a/b	92.4%			
7	岡山県 各種商品小売業最低賃金	改正	岡山県小売業検討委員会 (公正競争ケース)	56 各種商品小売業	a	4,251	2020/6/19		
				7282 純粋持株会社	b	5,280			
					a/b	80.5%			

※ 「7282 純粋持株会社」については、管理する全子会社を通じての主要な経済活動が各適用範囲の産業に分類されるものに限る。

岡山地方最低賃金審議会運営規程

- 制定 昭和34年9月1日
第1回岡山地方最低賃金審議会にて議決
- 改正 昭和40年11月2日
第59回岡山地方最低賃金審議会にて議決
- 改正 昭和41年12月2日
第67回岡山地方最低賃金審議会にて議決
- 改正 平成8年4月1日（議事要旨公開）
第297回岡山地方最低賃金審議会にて議決
- 改正 平成9年12月8日（議事録公開）
第316回岡山地方最低賃金審議会にて議決
- 改正 平成13年5月9日（会議公開）
第348回岡山地方最低賃金審議会にて議決

第1条 岡山地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、岡山労働局長、5人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

- 2 前項の規定により岡山労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の10日前までに、会長に通知しなければならない。
- 3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも7日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、岡山労働局長に通知するものとする。

第3条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができる。

第4条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に適当な方法で通知しなければならない。

- 2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知しなければならない。

第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときには、会長の許可を受けるものとする。

- 3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

- 2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、会長及び会長の指名した委員2人が署名するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第8条 会長は、審議会が議決を行ったときは、答申書又は議決書をそれぞれ議事録の写しを付してその都度岡山労働局長に送付するものとする。

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会等の議事運営に関し必要な事項は、小委員会等の長が当該小委員会等に諮って定める。

第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は平成13年6月1日から施行する。